

**8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項**

---

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### 【1】公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地に位置するJR島田駅は、平成19年度から平成20年度において、駅舎の改築や南北自由通路・南口の開設、南北駅前広場の整備等が行われ、年間約200万人が利用する公共交通の結節点となっている。

また、JR島田駅から島田市民病院をはじめ、市内各所へ連絡するバス路線が整備されている。コミュニティバスの路線の一部には、利用者が増加している路線もみられるが、近年の人口減少と車社会の進展等を背景として、総じて利用者数は減少している。

中心市街地活性化において、まちなかで過ごしてもらうことや日常的な稼ぐ力を向上させることを基本方針とすることから、コンパクト化されたまちなかでの移動手段として、都市福祉施設等への公共交通機関を利用したアクセスを確保することが必要となる。

また、JR島田駅南口は、富士山静岡空港との連絡バスの発着所となるなど広域交流の重要拠点としての位置づけがますます高まっていることから、中心市街地への交流人口の取り込みや公共交通のアクセス等の利便性向上につなげることが重要となる。

### 【2】具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

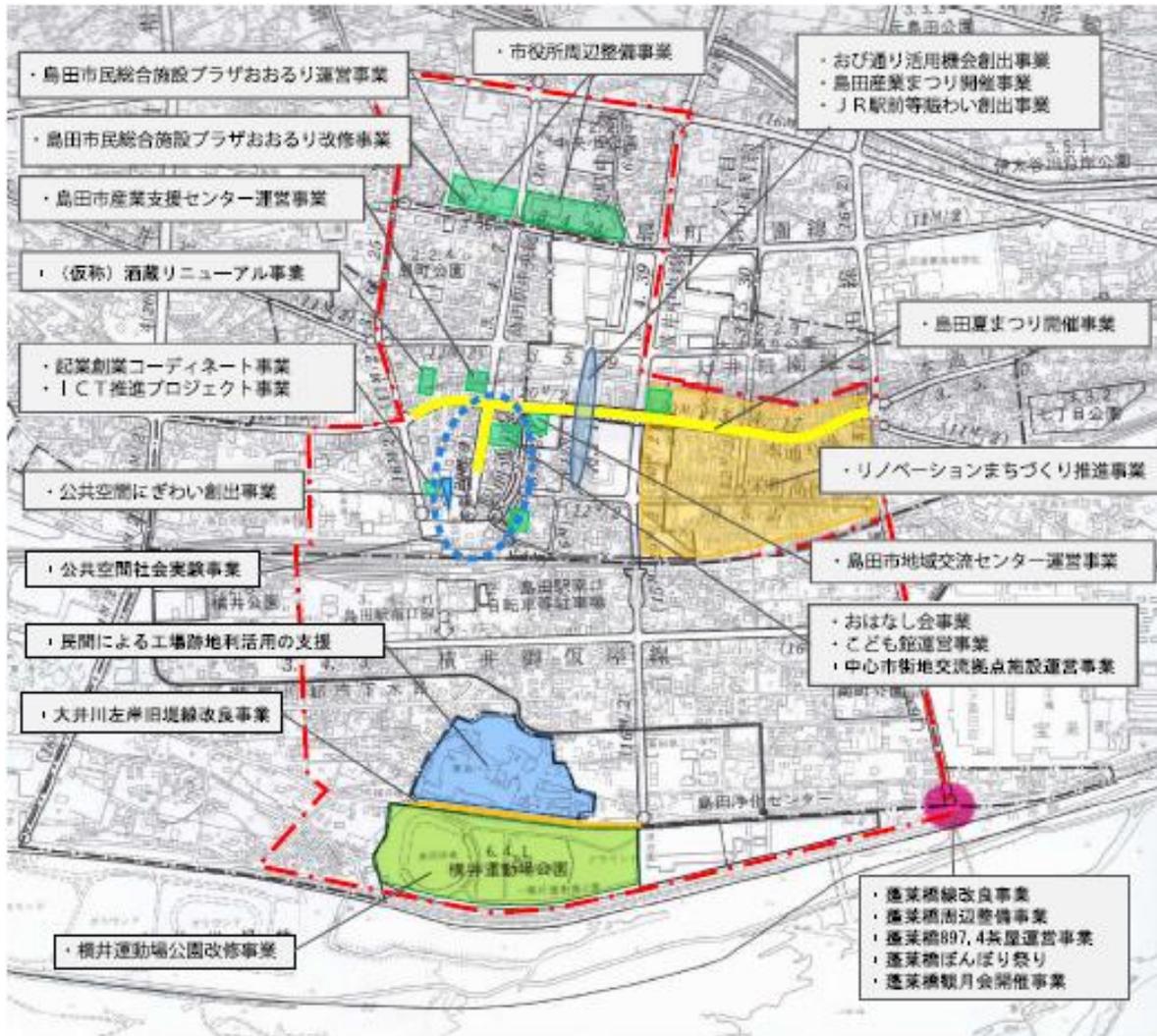
#### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
公共交通運行事業 〔内容〕路線バス、タクシー、デマンドタクシー車を活用した運行により、移動手段の確保と回遊性の向上を図る。 〔実施時期〕R2～	島田市	JR島田駅など中心市街地や周辺地区での路線バスの運行とともに、タクシー、デマンドを活用した運行を実施し、高齢者や学生などの移動手段を確保することにより、回遊性の向上を図る。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 〔実施時期〕R2～	

#### (4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
観光レンタサイクル事業 〔内容〕自転車の貸出による、観光客等の回遊性の向上を図る。 〔実施時期〕H10～	島田市シルバ一人材センター	JR島田駅において、自転車の貸出を行うことにより、中心市街地を含む広域の観光客の回遊性向上が図られる。		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



【エリア内全体で実施する事業】

- ・ 中心市街地交流施設連絡協議会設立事業
- ・ 島田市緑茶化計画推進事業
- ・ 野球のまち「島田」復活事業
- ・ 中古住宅購入奨励金事業
- ・ 遊休不動産リノベーション応援事業
- ・ 公共交通運行事業
- ・ (仮称) 島田市居住誘導事業奨励金
- ・ チャレンジ機会創出事業
- ・ 観光レンタサイクル事業
- ・ しまトレ推進事業
- ・ しまだ大井川マラソンinリパティ
- ・ まちなか商店リニューアル助成事業
- ・ 大井川花火大会補助金事業
- ・ 春の島田市商店街探検ツアー